# 3-3 所得種類別課税状況

### (1) 利子所得等の課税状況

	丁川守寺の味悦仏仏	課	兑 分	非課	税 分	合 計						
	区 分	支 払 金 額		障害者等非課税·財形貯蓄非課税分支払金額	その他の非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額					
		千円	千円	千円	千円	千円	千円					
公	債	7, 535, 770	1, 075, 951	37, 712	63, 180, 927	70, 754, 409	1, 075, 951					
社	債	15, 186, 715	2, 325, 845	6, 811	3, 164, 427	18, 357, 954	2, 325, 845					
	銀行預金	47, 876, 822	7, 268, 325	565, 095	5, 924, 827	54, 366, 744	7, 268, 325					
預貯金	銀行以外の金融機関の預金	28, 296, 536	4, 300, 080	598, 617	10, 902, 794	39, 797, 947	4, 300, 080					
	その他勤務先預金等 の 利 子		2, 031, 541	11, 444	900	13, 261, 749	2, 031, 541					
合同運用	用信託の収益の分配	382, 878	58, 563	7, 321	4, 265	394, 464	58, 563					
公社債投	と 資信託の収益の分配等	1, 802, 005	254, 165	4, 935	5, 826	1, 812, 765	254, 165					
,	小 計	114, 330, 130	17, 314, 471	1, 231, 935	83, 183, 967	198, 746, 032	17, 314, 471					
定期積金	金の給付補てん金等	4, 386, 118	671, 734	_	201, 644	4, 587, 763	671, 734					
	プ契約等に基づく利益の 生 命 保 険 等 の 差 益	623, 842	98, 442	_	_	623, 842	98, 442					
割引	債 の 償 還 差 益	321, 194	58, 135	_	_	321, 194	58, 135					
	計	119, 661, 285	18, 142, 782	1, 231, 935	83, 385, 612	204, 278, 831	18, 142, 782					

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。 (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条

(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産 形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。

<sup>2 「</sup>その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)のほか、租税特別措置法第5条(納税準備預 金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。

<sup>3 「</sup>課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12 (償還差益等に係る分離課税等) に規定 する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

#### (2) 配当所得の課税状況

区分	課	分 分	非 課 税 分	合	計
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金又は利益の配当、剰余金 の分配、基金利息の分配、特定	千円	千円	千円	千円	手円
投資法人の投資口の配当等	438, 174, 005	83, 552, 899	66, 195, 398	504, 369, 403	83, 552, 899
投資信託(公社債投資信託及び 公募公社債等運用投資信託を除 く。)及び特定受益証券発行信 託の収益の分配等	13, 443, 358	2, 058, 847	10, 231, 736	23, 675, 094	2, 058, 847
源泉徴収選択口座内配当等	330, 248, 294	50, 571, 497	_	330, 248, 294	50, 571, 497
計	781, 865, 658	136, 183, 243	76, 427, 134	858, 292, 791	136, 183, 243

- 調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に 基づいて作成した。
- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税 特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われた もの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
  - 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

### (3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区分	源泉徴収選択口座内 調 整 所 得 金 額 等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等	千円 197, 432, 416				3	0, 20	千円 1,247

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」に基づいて作成した。

#### (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	// 时及 () 运帐//	7114 · P/	1000100					
IZ	^		官	公 庁	そ	か 他	合	計
区	分		支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸給・給料	・賞与	3, 369, 071, 153	121, 079, 437	21, 263, 441, 038	733, 734, 512	24, 632, 512, 191	854, 813, 949
給与所得	身日雇労働者·	の賃金	6, 781, 413	233, 559	138, 802, 858	2, 646, 402	145, 584, 270	2, 879, 962
	計		3, 375, 852, 566	121, 312, 996	21, 402, 243, 896	736, 380, 915	24, 778, 096, 461	857, 693, 911
退耶	改 所	得	249, 397, 596	2, 632, 085	367, 906, 971	13, 333, 736	617, 304, 567	15, 965, 821
災害減徴収猶	免 法 に 予 し た	よりもの	-	-	-	3, 532	-	3, 532

調査対象等: 給与等の支払者から平成27年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成26年2月から平成27年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- 用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一に掲げる法人等のうち、公社、公 団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。
  - 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
  - 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5)報酬・料金等所得の課税状況

				付り味	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,											+					_				
				[	國				Ś	भे							支	払る	金 匒	Ą		源	泉徴	収税額	Į.
																				千円	9				千円
	原	稿料	、作	曲料	ł ,	放i	送 謝	金、	講演	<b>寅料</b>	等の	)報	州 又	ては	料金	È		32,	, 137,	101				3, 457	, 503
	弁	護	士	`	税	理	士	等	Ø	報	栅	又	は	料	金	Ž		149,	, 694,	101			4	21, 916	, 698
法	診				男	尞				報	ŧ				腡	Н			125,	206				10	, 865
第 2 0	職	業 野	球(	の選	手、	「「「「「」「「」」	奇 手	、外	・交.	員 等	の	報酬	人	は;	料 金	Ž		91,	, 942,	797				6, 816	, 472
4 条	芸	能 等	に	つい	て	の	出演		演出	等	O :	報酬	又	はり	卧 金	Ž		5,	, 331,	594				561	, 403
該当	バ	- 、	キ	ャバ	レ	_	のホ	ス	テス	、等	Ø :	報酬	又	はり	料 金	Æ		17,	, 581,	875				972	, 591
	契			約			金					賞			金	È		3,	, 857,	512				310	, 686
						小				計								300,	, 670,	187			;	34, 046	, 216
法第	203	3 条	の	2 意	亥 当	当	(	公	的	4	年	金	誓	争	)			89,	, 632,	488				726	, 362
法第	育	207	条	該	늴	当	(生	命保	: 険 勢	2 約 %	等に	基づ	< :	年 金	)			85,	, 724,	966				1, 235	, 320
法第	<b></b>	174	条	該	길	当	(馬	主力	ジ 受	ける	競」	馬の	賞。	金等	)				273,	272				9	, 103
							計											476,	, 300,	914			(	36, 017	, 001
災	害	: 減	免	法	に	よ	ŋ :	徴	[D]	∮ 子	÷ l	た	ŧ	<sub>)</sub> の						-					-

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成27年4月30日までに提出された「法定調書の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成26年2月から平成27年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

# (6) 非居住者等所得の課税状況

(6) 非居住者等所得の課税状況		1
区分	支 払 金 額 源	泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 気	千円 第 190,312	千円 26, 081
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、 投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。) 及び特定受益証券発行信託の収益の分割		612, 554
匿名組合契約に基づく利益の分庫	il 1,776	363
給 与 · 賞 与	亨 10, 819, 858	1, 060, 296
退 職 所	导 175, 118	32, 981
役 務 の 報 [	刑 30, 197	5, 037
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用が又はその譲渡による対し	6, 868, 225	773, 215
著作権の使用料又はその譲渡による対(	五 2,603,895	278, 175
貸 付 金 の 利 -	子 5, 878, 850	612, 091
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所	- 1, 108, 315	210, 375
機 械 等 の 使 用 ジ	-	-
土地等の譲渡による対(	五 1, 261, 409	135, 274
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 (	五 19, 346, 833	2, 381, 645
生命保険契約等に基づく年生	全 17, 605	2, 041
賞	全 13, 600	2, 573
숌 핡	53, 667, 101	6, 132, 700

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。